

平成30年第2回上三川町議会定例会会議録

平成30年3月16日（金）

15 目 目

（常任委員会審査結果報告・討論・採決）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第3号から議案第22号まで、及び議案第30号から議案第37号までの常任
委員会審査結果報告について

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1「議案第3号から議案第22号まで、及び議案第30号から議案第37号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成30年3月16日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第 3号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 4号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 5号 上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 6号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 7号 上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 8号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第37号 工事請負契約の変更について (庁舎耐震補強工事)
- (8) 議案第30号 平成30年度上三川町一般会計予算のうち所管予算

2 審査日

平成30年3月9日、13日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成30年3月16日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 津野田重一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第 9号 上三川町保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- (2) 議案第10号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第11号 上三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第12号 上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第13号 上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第14号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第15号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第16号 上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第17号 上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (10) 議案第18号 上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第19号 上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第20号 上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第21号 町道路線の認定について

- (14) 議案第 2 2 号 上三川町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- (15) 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度上三川町一般会計予算のうち所管予算
- (16) 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- (17) 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度上三川町介護保険事業特別会計予算
- (18) 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- (19) 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度上三川町公共下水道事業特別会計予算
- (20) 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- (21) 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度上三川町水道事業会計予算

2 審査日

平成 3 0 年 3 月 9 日、1 3 日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7 番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7 番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7 番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3 月 2 日、5 日及び 7 日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第 3 号から議案第 8 号まで、及び議案第 3 7 号の条例等、並びに議案第 3 0 号「平成 3 0 年度一般会計予算」のうち所管予算の計 8 件であります。

3 月 9 日及び 1 3 日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査しましたので、その結果についてご報告いたします。

条例等審査における主な質疑は、総務課所管の議案第 7 号で、育児休暇の再取得状況に関する質問に対し、育児休暇中の職員は 3 人で再取得者はいない、との説明がありました。

議案第 3 7 号では、モルタル仕様変更の理由に関する質問に対し、他県での実績例から、当初設計のモルタルを充填したブロックで所定の強度が得られると想定していたが、材料試験を行ったところ、本工事に必要な強度を得られないことが判明したことから、無収縮モルタルへ変更する必要が生じたためである、との説明がありました。

税務課所管の議案第 8 号では、課税限度額引き上げの該当世帯に関する質問に対し、基礎課税分が 1 6 8 世帯、後期高齢者支援金等課税分が 1 2 2 世帯の見込みである、との説明がありました。

一般会計予算審査のうち歳入における主な質疑は、税務課所管予算で、町税滞納繰越分の徴収見込みに関する質問に対し、法人町民税 1 3 . 6 %、固定資産税 2 0 . 1 %、軽自動車税 1 9 . 1 %、都市計画税 1 7 . 2 %の徴収率を見込んでいる、との説明がありました。

企画課所管予算では、土木管理使用料における道路占用のうちガス管理設分の歳入見込みに関する質問に対し、8 6 万 3 , 0 0 0 円を見込んでいる、との説明がありました。

歳出における主な質疑は、総務課所管予算で、防犯灯設置に関する質問に対し、25基を見込んでおり、設置に当たっては必要性の有無を自治会長と確認しながら判断する、との説明がありました。

企画課所管予算では、情報管理費の搬入・現場調整に関する質問に対し、サーバー入れかえによるシステム構築と新たな町ホームページ構築に係る費用である、との説明がありました。

住民生活課所管予算では、犬猫不妊手術費の補助金に関する質問に対し、平成30年度から始まる制度で、1世帯につき犬1頭と猫1匹分の手術費用が対象となり、町広報紙、ホームページにより周知をする、との説明がありました。

教育総務課所管予算では、スクールカウンセラー、スクールサポーター、特別教育指導員、及び特別指導員補助員の人数に関する質問に対し、スクールカウンセラーが2人、スクールサポーターが1人、特別教育指導員が小学校では7人、中学校では3人、特別指導補助員が小学校では7人、中学校では4人である、との説明がありました。

生涯学習課所管予算では、図書館のトイレ改修工事に関する質問に対し、本館1階の男子トイレ1基、女子トイレ2基を洋式化するものである、との説明がありました。

審査の結果、議案第3号、議案第4号、議案第8号及び議案第37号は賛成多数により、議案第5号から議案第7号まで、及び議案第30号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

平成30年3月16日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

3月2日及び5日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第9号から議案第22号までの条例等、並びに議案第30号「平成30年度一般会計予算」のうち所管予算、議案第31号から議案第35号までの「平成30年度特別会計予算」及び議案第36号「平成30年度水道事業会計予算」の計21件であります。

3月9日及び13日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

条例等審査における主な質疑は、保険課所管の議案第11号で、国民健康保険の県域化が国民健康保険財政調整基金に与える影響に関する質問に対し、基金は町保有のものであることから影響はない、との説明がありました。

議案第12号では、介護保険料基準月額に関する質問に対し、今後3年間で見込まれる介護サービス給付費をもとに算出しており、平成30年度からは854円の増額となる、との説明がありました。

議案第17号では、居宅介護支援事業者の指定を町が行うことによる影響に関する質問に対し、ケアマネジャーへのきめ細やかな指導が可能となり、より適正な介護支援を行うことができるようになる、との説明がありました。

都市建設課所管の議案第18号では、改正後の道路占用料徴収額に関する質問に対し、平成30年度は前年度より約15万8,000円の増額となる見込である、との説明がありました。

議案第19号では、市街化区域における田園住居地域に関する質問に対し、該当地域はない、との説明がありました。

予算審査のうち一般会計予算における主な質疑は、福祉課所管予算で、放課後児童クラブ施設整備事業に関する質問に対し、上三川小学校、本郷北小学校放課後児童クラブ利用者の増加により既存施設では狭小となることから、それぞれ第2クラブを整備するものである、との説明がありました。

健康課所管予算では、子育て世代包括支援センターに関する質問に対し、健康課内に設置し、母親の妊娠期から子どもの未就学児期までを支援対象とする予定である、との説明がありました。

産業振興課所管予算では、農産物直売所工事にに関する質問に対し、平成30年度にいきいきプラザ駐輪場東側に建設、オープン予定である、との説明がありました。

都市建設課所管予算では、公園管理費の工事請負費減額に関する質問に対し、工事は上三川町公園長寿命化計画に基づき実施しており、計画工程により年度間において予算の増減が発生する、との説明がありました。

建築課所管予算では、町営住宅の入居率、及び使用料徴収率に関する質問に対し、全116戸のうち104戸の入居があり約90%の入居率である、また、徴収率は平成28年度分で約99%である、との説明がありました。

保険課所管予算のうち、国民健康保険事業特別会計予算については、県支出金の保険者努力支援制度に関する質問に対し、特定健康診査等の実施率向上、ジェネリック医薬品利用促進など町が実施する医療費適正化に向けた取り組み状況に応じて交付金が交付されるものである、との説明がありました。

介護保険事業特別会計予算については、包括的支援事業の委託料に関する質問に対し、介護予防教室や虐待、認知症に関する相談業務等を実施するものである、との説明がありました。

後期高齢者医療特別会計予算については、人間ドック受診見込み数に関する質問に対し、日帰りの人間ドックを20件見込んでいる、との説明がありました。

上下水道課所管予算のうち公共下水道事業特別会計予算については、水洗便所改造資金融資斡旋制度利用件数に関する質問に対し、平成8年度からの累計で76件である、との説明がありました。

農業集落排水事業特別会計予算については、農業集落排水の接続率に関する質問に対し、平成30年2月末現在で大山地区98.3%、北東部地区70.2%、東部地区78.9%、南部地区57.3%である、との説明がありました。

水道事業会計予算については、水道料金納付方法別の割合に関する質問に対し、口座振替82%、コンビニエンスストア13%、役場、金融機関窓口等5%である、との説明がありました。

審査の結果、議案第9号から議案第18号、議案第21号、及び議案第32号から議案第36号までは全員賛成により、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第30号及び議案第31号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上報告いたします。

平成30年3月16日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけども、厚生常任委員会の委員長にお聞きしたいんですけど、今回、国保は一本化ということで大きく変わっていくと思うんですけども、その中でですね、国のほうから、要するに一本化ということで1,700億円、公費で来るんですけども、上三川町は幾らぐらい来るのか、これをお聞きしたいと思うんですけども、その内容は何か、審議には入っていなかったということなんですけども、やはり、町民から負託されたということですから、町民から当然、聞かれると思うんですけども、それが答えられないということになればあまりにも議員としての仕事として、やはりそれはまずいんじゃないかと思うんですけども、わかる範囲で結構ですけども、これをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 10番、津野田重一君。

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 ただいまの稲葉議員の質問にお答えいたします。

今、会議録を精査しておりますが、国からの県に対する補助金、そのような質問はありませんでした。以上です。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、上三川の行政は、議員が議会で質疑応答した諸問題について一向に対処していません。町民の負託を受けた議員に対し、不届きではありませんか。

そもそも行政と議会は、国における内閣と国会の関係と同じです。常に対等でなければなりません。行政側が作成した施策案には、何ら疑いもせず、詮索もせず、みずからの考えなど全くなく、もろ手を挙げ賛成する議員など、町民は見たくもないでしょう。まさしく町民不在の議会となってしまうのです。行政側の施策案に対し、賛成するも、反対するも理由をつけなければならないと思います。議会において、一般質問中の質疑応答で執行部が、「よく検討します。」「精査します。」「調査します。」「研究します。」と保留した問題に関して、次回の議会において、問題の経過なり、解決案なり、それらの結果を回答することなく、これは、いかがなものでしょうか。とにかく1つの問題をいつまでも放置しないということです。必ず実行することは、ぜひお約束ください。

議会は行政の暴走をとめなければならない義務があるのです。議会が行政の抑止力とならなければ、上三川の町政は円滑に進みません。それは議員一人一人が自覚を持ち、一定の教養と見識がなければなりません。また、議員間でも、新人議員が古参の議員に遠慮するとか、気を配るとか、ふだんの礼儀、礼節は守るべきですが、これは、行政側、あるいは多数派議員の中には、特定の議員の意見、施策案だけはよい、悪いにかかわらず絶対に取り上げたくないという風潮もあります。このようなことであれば、上三川町の町政は地に落ち、その崩壊になることでしょう。

ましてや、町民不在の政治となり、この町は闇に包まれることになると思います。憎らしいやつであ

っても、いいものはいいでしょう。行政側に耳の痛いこともあるでしょう。しかし、全ての意見、施策案等は十分に検討し、その上で判断しなければなりません。いつまでたっても上三川の進展は望めないとします。

町議会議員の好き嫌いは町のためにはなりません。ここはもう一度言っていていいですかね。議員の好き嫌いでやられては町のためにはなりません。ちまたでは、そういう話題があるようでございます。政治を人の好き嫌いとか、派閥の馴れ合いとかで動かされては、町民はたまったものではありません。誰が何と言おうと、一番大切なことは、町民の幸福であり、町民の利益です。これに沿った行政、そして議会運営を実行していかならないということをよく自覚してください。

予算に関してもかわりばえせず、例年の継続という形で構成されているだけで何の進展性も見られません。予算の取り方がマンネリ化しているのではないのでしょうか。町長以下、上層部はそのように指導しているのでしょうか。上三川町独特の処世術、「何もするな、何も言うな、そうすれば黙って町長の椅子が近づいてくる」を粛々と実行する、これが町に浸透しているからこそ、このような予算編成になるのでしょうか。

予算書は、町民、議員に対して作文以外の何ものでもなく、実行した形跡もうかがえず、絵に描いた餅になりつつあります。前年と比較しても、補正予算でも述べましたが、30年度予算は何か変わったところがありましたか。増額したものがたった9項目です。減額が20項目もあります。同額が26項目でした。

これは、町長が所信表明した内容が変わっただけで、いつも同じように私は見えます。職員のレベルの低さが私には感じられます。予算がマンネリ化した中に押し込まれているのではないのでしょうか。何かチャンスがあったときに踏み込んではいけません。

大企業の日産も、未来永劫に上三川町で操業する約束でもあるわけではないでしょう。いつ撤退するかわかりません。執行部や、そこを取り巻く議員たちは、少なからずも危機感を持っているのでしょうか。私は、このような悪い意味でマンネリ化した変革性のない今年度の予算編成に対し、断固反対します。実行可能な予算編成を所望する所存です。以上のことから、私は、この陳述をもって反対討論いたします。

○議長【田村 稔君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、石崎幸寛君。

(15番 石崎幸寛君 登壇)

○15番【石崎幸寛君】 私は、本定例会に提出されました、平成30年度一般会計予算、特別会計予算及び水道会計予算の各議案につきまして、各常任委員長の報告のとおり、原案に賛成の立場から討論を行います。

去る3月2日、平成30年度予算(案)が提出され、町長から町政運営の基本方針等、また担当課長から予算(案)の詳細説明がありました。

さて、まず、我が国の財政を見ますと、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも、さらなる累増が見込まれ、引き続き厳しい状況にあります。

政府は、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指すため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっ

ていくとしております。

また、基本的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すとしております。

このような状況下において、国における平成30年度地方財政対策については、地方が子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として講じるとしております。

このようなことから、本町においても、諸課題に向けた予算編成が必要となっておりま

す。まず、一般会計予算を見ると、106億5,700万円、前年度比4億4,600万円、4.4%の増で、3年連続で100億円を超えた予算となっております。

歳入におきましては、根幹をなす町税が56億8,537万2,000円で、前年度比3,029万6,000円、0.5%の増となっております。

財源別で見ますと、自主財源は74億5,079万6,000円で、構成比69.9%、前年度比9億8,560万円、15.2%の増。依存財源は32億620万4,000円で、構成比30.1%、前年度比5億3,960万円、14.4%の減となっております。前年度に比べ町民税等の増収を見込んだものの、交付税は、不交付団体となることを予想し、特別交付税のみを見込んだほか、財政調整基金等の有効活用、また適切な地方債発行による残高の減少など、堅実な予算編成の努力が見受けられます。

一方、歳出におきましては、主な事業として、町ホームページのリニューアルなどの庁内、庁舎内ですね、ネットワークシステム整備事業、生活習慣病予防教室などの健康づくり事業、本町農産物等の振興のための農産物直売所整備事業、道路・橋梁などの維持管理・整備事業、学校におけるタブレット型情報端末整備・防犯カメラ設置事業、また、新規事業として、新生児への誕生祝いとしてベビーギフト事業、妊産婦や乳幼児に対する支援提供のための子育て世代包括支援センター事業、災害時対策のためのハザードマップ作成事業等、社会保障・教育・生活環境の充実、産業の発展・振興など、めり張りのあるバランスのとれた施策の推進がうかがわれます。

さらに、各特別会計及び水道事業会計についても、それぞれ事業目的に合った適切な予算編成が講じられていると感じました。

以上のことから、平成30年度予算につきましては、町長の基本方針で述べられていた、事務事業の選択と集中、持続可能な財政運営の努力がうかがえ、第7次総合計画に掲げる町の将来像「共に創る次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指す姿勢が示されており、高く評価するものであります。

最後に、30年度における予算の執行に当たりましては、地方自治の基本である、住民のために最少の経費で最大の効果を上げられるよう不断の努力にご期待申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長【田村 稔君】 次に、原案に反対者の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

（14番 稲葉 弘君 登壇）

○14番【稲葉 弘君】 反対討論をいたします。

平成27年度上三川町の国保税1人当たりの調定額は11万9,127円で県下一の高さです。負担

能力を超えた国保税は引き下げるべきです。なぜ、国保税が重くなっているのか。その主要な原因は、1980年代半ばから国が医療費に拠出するお金を、いわゆる公的医療費の抑制政策をとり続けてきたためです。国保に投入される国庫負担分が、現在ではおよそ半額にされてしまい、国庫負担の減額分が保険料に重くのしかかっていると同時に、国保を運営する自治体にも転嫁されてきました。国保税を巡っては、自己責任や相互援助などでは解決できない状況です。公的な支援が必要です。国に対して、町は国庫負担をもとに戻すよう強く要求すべきです。

また、この高い国保税が町の健康づくりにも影響を与えているということです。町のデータヘルス計画によりますと、特定健診受診勧奨者の医療機関の受診率ということで状況が発表されております。そして、医療機関の受診率は54%、これは国、県よりも高いものの、この健診翌月以降3から6カ月以内に受診をする、この未治療者率が国、県よりも高い数字となっております。このことは、やはり、高い国保税のために、なかなか医療にかかれない、そういう点で、この町民の健康づくりの上からも一般会計からの繰り入れは必要ではありませんか。

第2点目が、介護を社会的に支えるということでスタートをした介護保険の実態は、見直しのたびに大幅な引き上げです。県保健福祉課によりますと、団塊の世代が75歳以上になる25年には、1人当たり月額7,445円まで上昇すると述べております。その理由として、超高齢化社会に向けてのサービスを充実させれば、当然、保険料は伸びざるを得ないとの内容ですが、上三川町は、1人当たり、月額平均で6,249円、これは前期に比べ854円値上げで、県内で第2位の高さです。今のわずかな年金で暮らしているこの年金生活者にとっても、今回の値上げは踏んだり蹴つたりの状況です。

保険料を1年以上滞納しますと、利用したサービスの費用が一旦全額負担、そしてまた、1年6カ月以上滞納すると、申請後、払い戻される保険給付分の一部または全部が差しとめられ、2年以上滞納しますと利用者負担が3割に引き上げられるなどの措置がとられております。保険料・利用料の軽減は待たなしの課題ではないでしょうか。

2017年3月の厚生労働省発表の完全生命表によれば、日本人の平均寿命は、男性80.75歳、女性86.99歳となり、過去最高を更新いたしました。ところが、今の日本の高齢者をめぐる現状は、長寿を心から喜べないものとなっております。公的年金だけでは生活が維持できず、多くの高齢者は無理をして働き続けなければなりません。内閣府の調査でも、65歳を超えて働きたい人が7割近くにもなっております。実態は、年金が少なく働かないとやっていけない状況です。

後期高齢者医療制度は2年ごとに改正され、今回も大幅な値上げとなりました。この制度は、後期高齢者の人口が増加、そしてまた患者の増加や重症化、医療技術の進歩などで、給付費が増えれば保険料に跳ね返る大きな問題点があります。安心、老後に向けての政策が総合計画で町のほうでもうたわれております。今年度の予算は、お年寄りに冷たい予算と言わなければなりません。

なお、今回、介護保険料、そしてまた後期高齢者医療の保険料が引き上げられます。町民からの問い合わせについては、各課たらい回しではなく、この保険課で誠実に対応をお願いしたいと思います。

以上の理由によりまして、私は、議案第31号、第32号、第33号の予算には反対をいたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

初めに、議案第3号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「上三川町保育所設置条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第10号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「上三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「上三川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「上三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「上三川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「上三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「町道路線の認定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「上三川町公共施設等総合管理基金条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成30年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

次に、議案第36号「平成30年度上三川町水道事業会計予算」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第2「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 申しわけございません。

議案第37号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成30年第2回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日から16日までの15日間にわたり開会いたしましたところ、年度末の極めてお忙しい中、ご審議をいただき、まことにありがとうございました。この間、人事案件や条例の改廃、補正予算、当初予算、庁舎耐震補強工事の工事請負契約の変更に伴う追加議案などを上程いたしました。が、いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払い、また、予算の執行につきましても、各常任委員長よりご報告がございました内容を真摯に受けとめ、遺漏のないよう対処してまいります所存でございます。

平成29年度も今月末をもちまして終了となり、本日出席をしております1名の局長が、その役目を終えて退職いたします。4月からは新しい執行体制となりますが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導とご鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る3月2日から本日まで15日間にわたり開催され、議員各位には、一般会計、特別会計、合わせて175億円余りの平成30年度予算をはじめ、条例改正など多数の重要議案について、終始、慎重かつ熱心にご審議いただき、また、議会運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき、そのご労苦に対しまして深く御礼申し上げます。

今定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政にご尽力をいただきましたことに対し、衷心より感謝を申し上げまして、私の挨拶といたします。

以上をもちまして、平成30年第2回上三川町議会定例会を閉会いたします。大変なことにお疲れさまでした。

午前10時57分 閉会